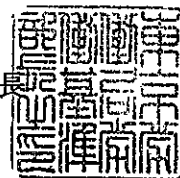




東労基発第99号の4
平成22年9月17日

社団法人東京建設業協会長 殿

東京労働局労働基準部長



建設業における死亡災害の増加に対応した労働災害防止緊急対策の実施について

当局管内における建設業の労働災害の発生状況については、平成21年は死亡者数20人と前年の38人に比べ大幅に減少したものの、本年に入り増加傾向に転じ、6月16日には死亡者数が15人に及び、前年同期の7人に比べ倍増となりました。

このため、東京労働局においては、関係団体に対し、「建設業における死亡災害急増に伴う労働災害防止対策の徹底と経営首脳による行動要請」を行うとともに、積極的な監督指導に努めてきたところです。この結果、建設業における死亡災害の増加傾向の抑制には一定の効果が見られたものの、8月末時点での死亡者数は18人と、前年同期に比べて4人、28.6%の大幅な増加となっています。また、死傷者数については、8月末時点では727件と前年と比べ僅かながら減少したものの、土木工事、木造家屋建築工事では増加傾向にあります。

災害の直接原因としては、手すりの設置、安全帯の使用等の墜落・転落災害を防止するための基本的な措置が講じられていなかったものが目立っています。

また、今夏の猛暑の影響を受け、全国では9月1日時点の速報値で、熱中症による死亡者数が建設業で13人となっており、極めて高水準の発生状況になっていますが、今後も平年に比べ高温が続くとの気象予報があることから、引き続き熱中症対策にも注意を払う必要があります。

以上を踏まえ、建設業における労働災害の増加傾向により一層の歯止めをかけるべく、下記事項に御留意の上、引き続き、労働災害防止対策の強化を図るよう、貴協会の会員事業場等に対する周知啓発、指導等をお願いいたします。

記

1 基本事項について

工事現場における元方事業者による統括管理の実施、関係請負人を含めた自主的な安全衛生活動の推進を基本に、現場を管理する店社の工事現場への安全衛生指導・援助を的確に行うこと。

2 足場からの墜落・転落による労働災害防止について

- ① 高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、足場を設置する等の方法により幅40センチ以上の作業床を設置すること
- ② 手すり先行工法等に関するガイドラインに基づいた手すり先行工法による足場の組立て等を作業を行うとともに、改正安衛則に基づく足場、作業床の手すり、中さんの設置等はもちろんのこと、働きやすい安心感のある足場の設置に留意すること。
- ③ 足場の組立・解体作業に当たっては、作業手順書に基づく足場の組立・解体作業はもとより、安全帯の使用等を徹底すること。

3 建設現場で使用する車両系建設機械、車両系荷役運搬機械等による災害防止について

- ① 車両系建設機械、車両系荷役運搬機械（トラックを含む）等の接触又は転落による危険を防止するための作業計画の作成とそれに基づく作業の実施を行わせること。
- ② 接触又は転落の危険のおそれのある場合の誘導者の配置と適切な誘導を行わせること。

4 熱中症対策の推進について

- ① 気象情報に注意を払い、熱中症発症のリスクの高い日の把握に努めること。
- ② 労働者の休憩場所の整備、作業時間の短縮、水分・塩分の摂取、透湿性及び通気性の良い服装（クールジャケット等）の着用等の対策を講じること。
- ③ 暑さによるふらつき、注意力の低下、睡眠不足による疲労の蓄積等が、労働災害を誘発させるおそれがあることを労働者に周知すること。
- ④ 作業開始前に労働者の健康状態を確認し、作業を支障なく行うことが困難な状況が認められる場合は作業転換を行うこと。

5 交通誘導の警備員に対する労働災害防止について

- ① 警備業者との契約において事前に協議の上、安全を考慮した業務計画を作成し、その業務計画の内容を交通誘導警備業務に従事する労働者に徹底すること。
- ② 熱中症対策について注意喚起を行うとともに、対策の実施について支援等に努めること。

表1 全国の死亡災害発生状況(人) 平成22年8月7日現在(数字は速報値)

業種	平成22年(1~7月)		平成21年(1~7月)		平成20年(1~7月)		対21年比較	
	死亡者数	構成比	死亡者数	構成比	死亡者数	構成比	増減数(人)	増減率
全産業	574	100.0%	508	100.0%	645	100.0%	66	13.0%
製造業	96	16.7%	91	17.9%	137	21.2%	5	5.5%
鉱業	4	0.7%	7	1.4%	6	0.9%	-3	-42.9%
建設業	187	32.6%	176	34.6%	211	32.7%	11	6.3%
交通運輸業	7	1.2%	2	0.4%	19	2.9%	5	250.0%
陸上貨物運送業	80	13.9%	54	10.6%	75	11.6%	26	48.1%
港湾荷役業	3	0.5%	3	0.6%	3	0.5%	0	0.0%
林業	34	5.9%	26	5.1%	23	3.6%	8	30.8%
その他	163	28.4%	149	29.3%	171	26.5%	14	9.4%

注) 交通運輸業は鉄道、自動車、船舶等による旅客運送、航空機による旅客、貨物の運送事業等をいう。
陸上貨物運送業は道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業をいう。

表2 東京都内の死亡災害発生状況(人) 平成22年9月1日現在(数字は速報値)

業種	平成22年(1~8月)		平成21年(1~8月)		平成20年(1~8月)		対21年比較	
	死亡者数	構成比	死亡者数	構成比	死亡者数	構成比	増減数(人)	増減率
全産業	42	100.0%	34	100.0%	47	100.0%	8	23.5%
製造業	4	9.5%	2	5.9%	5	10.6%	2	100.0%
建設業	18	42.9%	14	41.2%	22	46.8%	4	28.6%
交通運輸業	1	2.4%	0	0%	0	0%	1	##%
陸上貨物運送業	1	2.4%	4	11.8%	6	12.8%	-3	-75.0%
第三次産業	17	40.5%	13	38.2%	14	29.8%	4	30.8%
その他 (鉱業、農林漁業)	1	2.4%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%

図1 東京の労働災害による死亡者の推移（平成11年～21年）
平成21年は過去最少

◆製造業 ■建設業 ▲運輸業 ×第三次産業 ※全産業

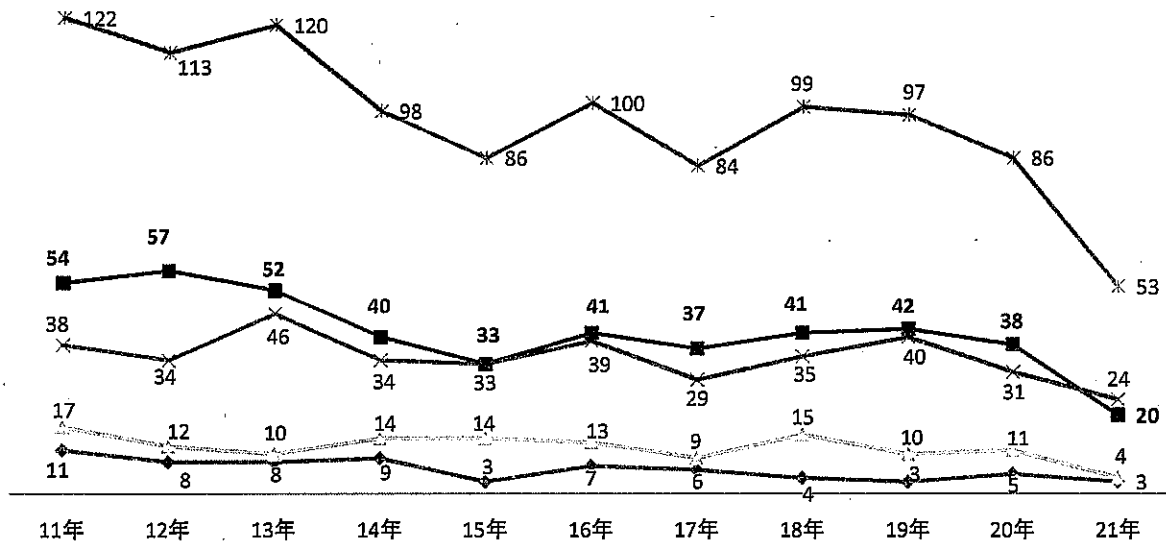


図2-1 平成21年死亡災害の業種別内訳

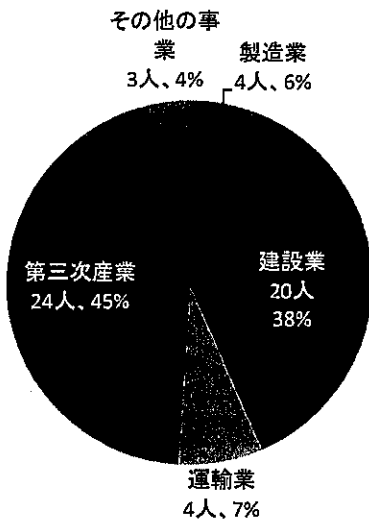


図2-2 平成21年の建設業死亡災害の事故の型別内訳

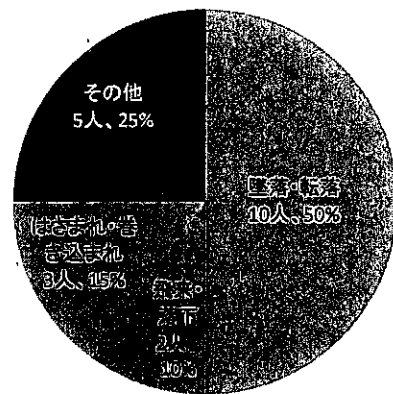


図3-1 平成22年1～8月の死亡災害
前年同期と比べて8人増加し、42人
建設業、第三次産業で急増中

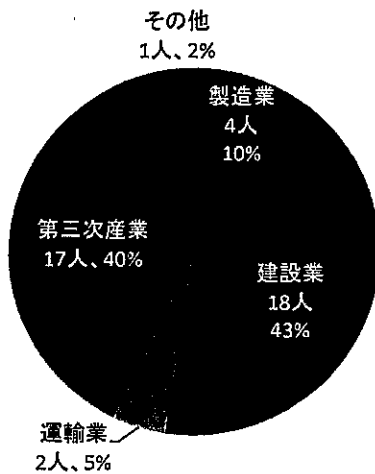
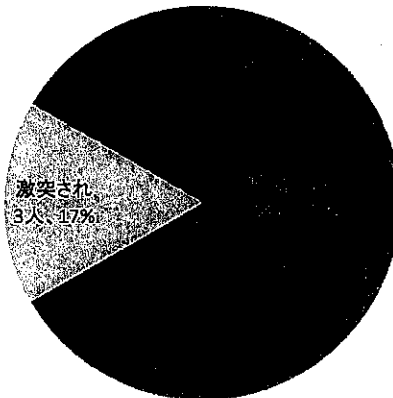


図3-2 平成22年1～8月の建設業の死亡災害
墜落災害が半数以上



今年に入り建設業における死亡災害急増（18人）！！

【墜落・転落により11人死亡・エレベーターが関係する災害で3人死亡】

平成22年8月27日現在【東京労働局安全課】

No.	月日	管轄署	業種	職種	事故の型	発生状況の概要	発注者
				年齢	起因物		
1	1/8	三鷹	建築工事業	解体工 32歳 8年	飛来、落下 エレベータ、リフト	市民センター再整備工事に係る解体工事において、トラクションロープ式エレベーター（750kg）を1Fレベルで解体作業中、カウンターウェイトが落下し、かご上で作業を行っていた2名が挟まれて死亡した。（うち1名は事業主）	地方公共（市）
2	1/23	新宿	その他の建設業	設備機械工 41歳 18年	はさまれ、巻き込まれ エレベータ、リフト	宗教施設の新築工事において、同一シャフトに3機並列しているエレベーターのうちの1機のピット内コントローラー配線工事を行っていた被災者が、稼働中の2つ隣りに設置しているエレベーターのカウンターウェイトに接触し、昇降路の横架材との間に挟まれ死亡した。	
3	1/28	中央	土木工事業	玉掛作業員 65歳 50年	墜落、転落 はしご等	係留中の台船に設置されていたコンテナ（物置として使用）をクレーンを使用して吊り上げ、設置位置を変更する作業が予定されていた。被災者は、コンテナに立ってかけた移動はしごを使ってコンテナ上に移動し、玉かけの準備作業を行った後、同移動はしごにて台船上に降りていたところ、はしごから転落し死亡した。	
4	2/4	亀戸	その他の建設業	電工 30歳, 39歳 2年, 23年	激突され トラック	中央防波堤外側において高圧ケーブル取替工事に使用する材料を、ワゴン車から建物内に積み下ろす作業を行っていたところにダンプトラックが突っ込み、作業員が飛散した車体の一部が身体にあたり全身打撲により死亡し、もう一人の作業員もワゴン車と建物の壁にはさまれ、頭部挫傷により即死した。	地方公共（都）
5	2/23	王子	土木工事業	土工 59歳 25年	墜落、転落 掘削用機械	公園造成に伴うフェンス整備工事において、掘削で出たガラを取り除くためにドラグショベルを運転して掘削端部側を移動中、掘削端部の地山が崩れドラグショベルが掘削部に転倒し、運転席から約1.7m下の掘削底に墜落し死亡した。	地方公共（区）
6	3/20	青梅	その他の建設業	電工 27歳 2年	墜落、転落 送配電線等	宮ノ平駅構内の低圧電線（100ボルト）撤去工事において、電柱に上って作業をしていたところ、電線の切断直後に、上っていた電柱（木製）が根元から折れ、頂部付近で胴網を着けて作業していた被災者が、電柱とともに倒れ死亡した。	公共機関（JR東）
7	4/1	三田	建築工事業	とび工 59歳 29年	墜落、転落 その他の仮設物、建築物等	4階建ビルの屋上に設置してある広告塔撤去工事において、被災者が、養生の補強作業のため、広告塔の周囲に設置した丸太足場の養生シートの外側に出て作業していたところ、バランスを崩し、9.9m下の線路脇に墜落し死亡した。	
8	5/2	三田	建築工事業	とび工 34歳 1年	墜落、転落 足場	看板の補修工事において、被災者は単管抱き足場上で塗装作業をしていたが、同じ単管抱き足場の上部で作業していたアーク溶接の火花が塗料缶に引火し、被災者の作業服に燃え移り、バランスを崩し3.91m下の地上に墜落し死亡した。	
9	5/21	向島	建築工事業	とび工 20歳 2年	墜落、転落 足場	マンション大規模修繕工事における拵組足場の解体作業中、10階付近に設置された足場上で解体した部材をつり綱を用いて地上に降ろす作業を行っていた被災者が、同足場から地上へ墜落し死亡した。	
10	5/28	三鷹	その他の建設業	解体工 58歳 20年	墜落、転落 その他の仮設物、建築物等	木造家屋解体工事現場において、単管とクランプで飛散防止養生柵を組立て作業中、2層目にいた被災者は、単管を持ったままバランスを崩し、直下のコンクリート土間へ約4m墜落した。その後被災者は平成22年6月7日、収容先の病院で、脳挫傷等により死亡した。	
11	5/30	池袋	建築工事業	屋根葺き工 34歳 1年	墜落、転落 その他の仮設物、建築物等	アルミ加工工場のスレート屋根の葺き替え作業を行っていたところ、スレート屋根を踏み抜いて高さ8.4メートルから墜落し、死亡した。	
12	6/4	品川	建築工事業	造園工 59歳 7年	はさまれ、巻き込まれ その他の装置等	公園設備の工事において、トラックの荷台から締固め用のローラーを降ろすため、鋼製の道板を設置しローラーを降ろしていたところ、被災者は道板上でバランスを崩し仰向けに転倒しローラーに轢かれ死亡した。	

平成22年の警備業における主な死亡災害発生状況（はさまれ・巻き込まれ、激突され）

番号	都道府県	月	年代	発生状況の概要
1	北海道	1	50代	被災者は、除排雪工事に伴う除雪車等の交通誘導員であったが、昼休みが近くなったので交通規制を解除するため「駐車帯」と呼ばれる広場に除雪車等を誘導することとなった。一方、ロータリー除雪車は駐車帯の出入り口付近にあった雪山の排雪作業を行っていたがロータリー車が後退した際に被災者を跳ね飛ばし、倒れた被災者の上を車体が通過し、さらに前方のオーガに被災者を巻き込んだもの。
2	宮城	2	50代	全長400mの道路舗装補修工事において、路盤下地材の再処理作業に従事していた下請の重機オペレーターがドラグショベルを後退させたところ、後方にいた警備員を轢いたもの。
3	新潟	2	70代	上水道工事現場において、道路上で交通誘導を行っていた被災者が、同現場の除雪作業中に後退してきたホイール式ドラグショベルに轢かれたもの。(P)
4	岩手	3	20代	工事現場の交通誘導員として交通誘導作業中、工事現場内でダンプトラックが後進しようとしていたため、ダンプトラックの後方に移動し誘導していたところ、被災者の後方で作業を行っていたドラグショベルに激突され右足を轢かれたもの。
5	三重	4	70代	被災者は、工場内にある建設土木作業場の警備員詰所において、入退場者の管理を行っていたが、何らかの原因により警備員詰所を離れたところ、約85m離れた工場のコンクリート製品のストックヤード付近において、下請業者の労働者が運転するフォークリフトに轢かれたもの。
6	静岡	5	60代	工事現場にて交通誘導警備に従事していたところ、砂を積んだダンプカーの後進誘導を行った後、ダンプカーの右側後輪に巻き込まれたもの。